平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九七三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九七四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九七四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九七二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九五八
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七二
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九七二

第三条の見出し中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「一・〇〇七」を「〇・九九三」に改め、同条第二項の表に次のように加え、同条を第四条とする。

平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九二七

第二条の見出し中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条を次のように改め、同条を第三条とする。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二一二
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二一三
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二四九
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二五五
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二五五
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二六〇
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二七〇
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二八一
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二八五

第一条の次に次の一条を加える。

（平成二十二年度以後における停止解除調整変更額及び支給停止調整額の改定）

第二条　平成二十二年度以後における地方公務員等共済組合法第八十一条第二項第二号に規定する停止解除調整変更額については、同条第四項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

2　平成二十二年度以後における地方公務員等共済組合法第八十二条第一項に規定する支給停止調整額については、同条第二項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

附　則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

総務大臣　原口　一博
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

空港法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月二十六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第四十四号

空港法施行令の一部を改正する政令

内閣は、空港法（昭和三十一年法律第八十号）附則第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の表美保飛行場の項の次に次のように加える。

岩　国　飛　行　場	山口県岩国市

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

省　令

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省　令第一号

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第八条の表群馬用水施設緊急改築事業の項を次のように改める。

群馬用水施設緊急改築事業	群馬用水施設	厚生労働大臣及び農林水産大臣

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十三号

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）及び水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）の規定に基づき、水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆